
千葉県労働委員会年報

(令和4年)

千葉県労働委員会事務局

目 次

第1章 労働委員会の構成	1
1 労働委員会	1
2 委員	1
3 あっせん員候補者	3
4 事務局	4
第2章 労働委員会の活動	5
第1節 労働争議の調整	5
1 概要	5
(1) 概況	5
(2) 新規申請状況	5
(3) 終結状況	5
2 調整事件の処理状況一覧	12
3 労働争議の実情調査	13
(1) 概要	13
(2) 争議予告件数	13
第2節 個別的労使紛争のあっせん	15
1 概要	15
(1) 概況	15
(2) 新規申請状況	15
(3) 終結状況	15
2 個別的労使紛争あっせんの処理状況一覧	23
第3節 不当労働行為事件の審査	24
1 概要	24
(1) 不当労働行為事件の取扱件数	24
(2) 終結事件の平均処理日数	25
2 不当労働行為事件一覧	26
第4節 再審査・行政訴訟事件	28
1 再審査事件概要	28
2 行政訴訟事件概要	28
(1) 係属事件	28
(2) 緊急命令申立事件	28
3 確定命令不履行通知	28
4 再審査・行政訴訟事件一覧	28

第5節 労働組合の資格審査	29
第6節 無料労働相談会	30
1 概要	30
2 実施状況	30
第7節 会議	31
1 概要	31
2 総会	31
3 公益委員会議	37
4 連絡協議会及び連絡会議	39
《参考》取扱事件数	42
・労働争議調整事件	42
・個別的労使紛争のあつせん事件	45
・不当労働行為事件	46

第1章 労働委員会の構成

1 労働委員会

千葉県労働委員会は、労働組合法第19条の12第1項及び地方自治法第180条の5第2項第2号の規定により、都道府県の執行機関として設置されている行政委員会であり、労働組合法第20条の規定による権限を有し、労使間の紛争処理を主たる業務とする専門機関である。

その構成は、公益を代表する公益委員、労働者を代表する労働者委員、使用者を代表する使用者委員の三者からなり、委員の数は、本県の場合それぞれ5名ずつの総数15名である。

なお、委員の任命は、使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦に基づいて、公益委員は使用者・労働者委員の同意を得て、知事が任命し、委員の任期は2年である。

労働委員会には、労働組合法、労働関係調整法等に定められた目的を達成するため、準司法的機能（審査・判定機能）と調整機能があり、前者は、不当労働行為の審査や労働組合の資格審査等を行う機能であり、後者は、労働争議のあっせん、調停、仲裁を行う機能である。

これらに加えて、知事の委任により個別的労使紛争のあっせんを行い、労働者個人と使用者の間で生じた紛争を調整する機能も有している。

これらの機能により、労働委員会は、使用者による不当労働行為があった場合に労働者を救済する役割と、労使紛争の自主解決が困難な場合に紛争の解決を手助けする役割を果たしているところである。

2 委員

第49期委員は、令和4年7月20日付けで任命され、任期は令和6年7月19日までである。

名簿は、次のとおりである。

第49期委員

令和4年12月31日現在

公益委員

氏 名	職 業	主な経歴
◎船越 豊	弁 護 士	千葉県弁護士会副会長
○石井 慎一	弁 護 士	千葉県弁護士会副会長
沼田 雅之	法政大学法学部教授	大阪経済法科大学法学部准教授
山下 りえ子	東洋大学法学部教授	東洋大学法学部助教授
末吉 永久	弁 護 士	千葉簡易裁判所民事調停官

(注) ◎…会長、○…会長代理

労働者委員

平野 盛士	JFEスチール千葉労働組合 執行委員長	JFEスチール千葉労働組合 書記長
太田 徳彦	不二サッシユニオン参与	不二サッシユニオン千葉支部 特別中央執行委員
海老原 秀典	千葉土建一般労働組合書記次長	千葉土建一般労働組合本部 中央常任執行委員
永富 博之	日本労働組合総連合会 千葉県連合会会長	日本労働組合総連合会 千葉県連合会事務局長
濱 美紀	イオングループ労働組合連合会 総務財務局局長	イオングループ労働組合連合会 事務局次長

使用者委員

高橋 秀穂	一般社団法人千葉県経営者協会 専務理事	一般社団法人千葉県経営者協会 事務局 長
天野 克美	キッコーマンビジネスサービス 株式会社代表取締役社長	キッコーマン株式会社代表取締役 専務執行役員 C H O
酒寄 博司	関東鉄道株式会社相談役	関東鉄道株式会社 取締役 会長
平川 宏	JFE東日本ジーエス株式会社 代表取締役社長	JFEライフ株式会社 常務取締役
伊藤 広成	ちば興銀コンピュータソフト 株式会社監査役	ちば興銀ビジネスサービス株式会社 代表取締役社長

3 あっせん員候補者

労働関係調整法第10条及び第11条の規定により、労働委員会は、労働争議の解決に援助を与えることができる学識経験者をあっせん員候補者として委嘱することとされており、当委員会では、現職委員、事務局長、事務局次長、審査調整課長及び副課長の職にある者をあっせん員候補者として委嘱している。

令和4年（12月末現在）のあっせん員候補者は、次のとおりである。

あっせん員候補者

令和4年12月31日現在

氏名	職名	備考
船越 豊	労働委員会 公益委員	H26.7.24 委嘱
石井 慎一	〃 〃	H30.7.23 委嘱
沼田 雅之	〃 〃	〃
山下 りえ子	〃 〃	R4.7.20 委嘱
末吉 永久	〃 〃	〃
平野 盛士	〃 労働者委員	H28.7.20 委嘱
太田 徳彦	〃 〃	R2.7.20 委嘱
海老原 秀典	〃 〃	〃
永富 博之	〃 〃	R3.10.25 委嘱
濱 美紀	〃 〃	R4.7.20 委嘱
高橋 秀穂	〃 使用者委員	〃
天野 克美	〃 〃	H30.7.23 委嘱
酒寄 博司	〃 〃	R2.7.20 委嘱
平川 宏	〃 〃	〃
伊藤 広成	〃 〃	R4.7.20 委嘱
櫻井 和明	労働委員会 事務局長	R4.4.12 委嘱
木村 小絵子	〃 事務局次長	R3.6.25 委嘱
川島 雄子	〃 事務局審査調整課長	〃
鈴木 恒	〃 〃 審査調整課副課長	R4.4.12 委嘱

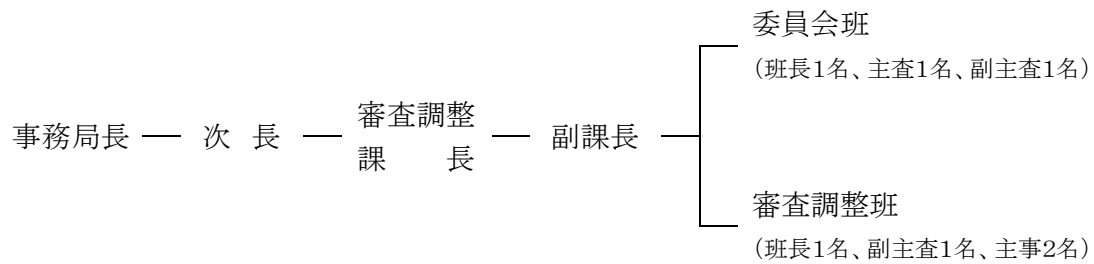
4 事務局

事務局は、労働組合法第19条の12第6項において準用する同法第19条の11第1項及び同法施行令第25条の規定により、労働委員会の事務を処理するために設けられ、その内部組織は、会長の同意を得て都道府県知事が定めることとされている。

事務局の組織は、審査調整課(委員会班、審査調整班)の1課2班であり、所掌事務は千葉県労働委員会事務局組織規則によって、また、事務処理に関しては千葉県労働委員会事務局処務規程によってそれぞれ定められている。

なお、令和4年12月末の職員数は11名となっている。

(組織図)



第2章 労働委員会の活動

第1節 労働争議の調整

1 概要

(1) 概況

令和4年中の調整事件の新規申請件数は1件で、前年からの繰越し1件を含めた2件は、年内に終結した。(第1表)

(2) 新規申請状況

ア 申請者別

新規申請の1件は、組合(合同労組※)からの申請であった。

※企業の枠を超えて一定の地域で組織され、個人で加入できる組合のこと。

イ 申請月別

申請月別にみると、5月に1件であった。(第2表)

ウ 企業規模別

企業規模別にみると、従業員100人以上299人以下が1件となっている。(第3表)

エ 業種別

業種別にみると、「医療、福祉」が1件となっている。(第4表)

オ 調整事項別

調整事項別にみると、「その他賃金に関するもの」、「解雇」、「その他」に関するものが各1件となっている。(第5表)

(3) 終結状況

ア 終結形態別

打ち切りが2件となっている。(第6表)

イ 業種別

終結状況を業種別にみると、「医療、福祉」及び「公務」が各1件となっている。(第7表)

ウ 調整事項別

終結状況を調整事項別にみると、「その他賃金に関するもの」、「解雇」、「団交促進」、「その他」に関するものが各1件となっている。(第8表)

エ 係属日数別

終結した2件の係属日数については、最短50日、最長166日であり、平均係属日数は108.0日であった。(第9表)

第1表 調整事件取扱状況

(単位：件、%)

区分	年	2年		3年		4年	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
前年からの繰越し		—	—	1	20.0	1	50.0
新規申請		7	100.0	4	80.0	1	50.0
計		7	100.0	5	100.0	2	100.0
終結件数		6	85.7	4	80.0	2	100.0
翌年への繰越し		1	14.3	1	20.0	0	0

第2表 月別新規申請状況

(単位：件)

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
2年			2				1	1	2	1			7
3年	1		1	1							1		4
4年					1								1
計	1	0	3	1	1	0	1	1	2	1	1	0	12

第3表 企業規模別新規申請状況

(単位：件、%)

企業規模 (人)	年	2年		3年		4年	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
1~9							
10~19							
20~49		1	14.3	1	25.0		
50~99		1	14.3	2	50.0		
100~299		1	14.3			1	100.0
300以上		4	57.1	1	25.0		
合計		7	100.0	4	100.0	1	100.0

第4表 業種別新規申請状況

(単位:件)

業種	年	2年	3年	4年
建設業		1		
運輸業、郵便業		1		
不動産業、物品賃貸業			1	
宿泊業、飲食サービス業			1	
教育、学習支援業		4	1	
医療、福祉		1		1
公務			1	
合 計		7	4	1

(注) ・該当する業種のみ掲載

第5表 調整事項別新規申請状況

(単位:件)

調整事項		年	2年	3年	4年
組合承認・組合活動			2		
協約締結・全面改定			1		
協約効力・解釈			1		
賃金等	賃金増額				
	一時金				
	諸手当		2		
	その他賃金に関するもの		3	1	1
	退職一時金・年金			1	
	解雇手当・休業手当		1	1	
	小計		6	3	1
給与以外	労働時間		1	1	
	休日・休暇		1		
	作業方法の変更				
	定年制				
	その他の労働条件			1	
	小計		2	2	0
経営又は人事	事業休廃止・事業縮小				
	企業合併・事業譲渡				
	人員整理				
	配置転換		1		
	解雇				1
	その他の経営・人事		1	1	
	小計		2	1	1
福利厚生			1		
団交促進			2	3	
事前協議制					
その他			1		1
合 計			18	9	3

(注)・1つの事件について該当事項が複数の場合があり、取扱件数とは一致しない。

第6表 調整事件終結状況

(単位:件)

	取扱件数			終結状況					翌年への 繰越し
	前年からの 繰越し	新規 申請	計	解決	打ち切り	取下げ	不開始	計	
2年	—	7	7	2	3	1		6	1
3年	1	4	5	1	1	2		4	1
4年	1	1	2		2			2	0

第7表 業種別終結状況

(単位:件)

業種	年	2年			3年			4年					
		終結 事件数	内 訳		終結 事件数	内 訳		終結 事件数	内 訳				
			解 決	打 切 り		取 下 げ	解 決		打 切 り	取 下 げ	解 決	打 切 り	取 下 げ
建設業		1		1									
運輸業、郵便業		1	1										
不動産業、物品賃貸業					1			1					
宿泊業、飲食サービス業					1			1					
教育、学習支援業		3	1	2	2	1	1						
医療、福祉		1						1			1		
公務								1			1		
合 計		6	2	3	1	4	1	1	2	2	0	2	0

(注) ・該当する業種のみ掲載

第8表 調整事項別終結状況

(単位:件)

調整事項	年	2年			3年			4年					
		終結 事件数	内 訳		終結 事件数	内 訳		終結 事件数	内 訳				
			解 決	打 切 り		取 下 げ	解 決		打 切 り	取 下 げ			
組合承認・組合活動		1		1	1		1						
協約締結・全面改定		1		1									
協約効力・解釈		1	1										
貸金等	貸金増額												
	一時金												
	諸手当	1		1	1		1						
	その他貸金に関するもの	3	1	1	1		1	1		1			
	退職一時金・年金				1			1					
	解雇手当・休業手当	1			1			1					
	小計	5	1	2	2	4	0	1	3	1	0	1	0
給与以外	労働時間				2	1	1						
	休日・休暇	1			1								
	作業方法の変更												
	定年制												
	その他の労働条件				1			1					
	小計	1	0	0	1	3	1	1	1	0	0	0	0
経営又は人事	事業休廃止・事業縮小												
	企業合併・事業譲渡												
	人員整理												
	配置転換	1	1										
	解雇								1		1		
	その他の経営・人事	1			1	1			1				
	小計	2	1	0	1	1	0	0	1	1	0	1	0
福利厚生					1		1						
団交促進	1		1		3	1	1	1	1		1		
事前協議制													
その他	1		1						1		1		
合 計		13	3	6	4	13	2	5	6	4	0	4	0

(注)・1つの事件について該当事項が複数の場合があり、取扱件数とは一致しない。

第9表 係属日数別終結状況

(単位:件、日)

年 \ 日数	9日 以内	10日 ～19日	20日 ～29日	30日 ～39日	40日 ～49日	50日 ～59日	60日 以上	平均 係属日数
2年			2				4	63.8
3年	1				1		2	78.3
4年						1	1	108.0

2 調整事件の処理状況一覧

事件番号	種別	申請	業種	従業員数	組合員数	申請受付日	係属日数	調整回数	あっせん員 (指名年月日)	調整事項	終結状況
						終結日					
3 (あ) 4	あっせん	労	公務	1009	2800 2	R3.11.26	166	0	(公) 石井 (労) 永富 (使) 渡部 (R3.12.3) (労) 平野 (R3.12.17)	団体交渉応諾	打切り
						R4.5.10					
4 (あ) 1	あっせん	労 (合)	医療、 福祉	150	25 (1)	R4.5.17	50	1	(公) 船越 (労) 山崎 (使) 天野 (R4.5.30)	1 組合員の解雇の撤回 2 組合員の職場復帰 3 職場復帰を認めなかったことにより得られなかった賃金の支払 4 組合員への、労働災害認定、傷病手当金及び障害年金に係る不当な干渉をやめること	打切り
						R4.7.5					

- (注) ・申請欄の(合)は合同労組からの申請(被申請者の場合も含む。)を示している。
 ・業種は日本標準産業分類の大分類に準拠し記載した。
 ・組合員数欄の()は当該事業場に係る人数を示している。
 ・3(あ)4は、単位組合と上部団体の二者による申請である(組合員数の上段2800人は上部団体の組合員数)。

3 労働争議の実情調査

(1) 概要

令和4年中に労働関係調整法第37条の規定による公益事業の争議行為の予告通知を受け、労働委員会規則第62条の2の規定により実施した実情調査対象件数は3件（前年繰越分無し）であった。業種別にみると、「医療、福祉」が3件であった。

なお、令和4年中に予告通知のあった事件で、実際に争議行為が行われたものは3件であった。

(2) 争議予告件数

ア 月別件数

(単位:件)

年 月 \ 区分	千労委へ	経由	中労委から	計
4年1月				
2月	1		12	13
3月			15	15
4月			1	1
5月			3	3
6月	1		3	4
7月				
8月			1	1
9月			1	1
10月	1		4	5
11月			7	7
12月				
計	3		47	50

イ 年別件数

(単位:件)

年 \ 区分	千労委へ	経由	中労委から	計
2年	5		35	40
3年	2		47	49
4年	3		47	50

- (注) ・「千労委へ」とは、当委員会宛てに新規に通知のあったもの
- ・「経由」とは、争議行為が本県を含む2以上の都道府県に及ぶため、当委員会を経て中労委に通知されたもの
 - ・「中労委から」とは、争議行為が本県にも及ぶものとして、中労委から連絡のあったもの（争議行為の予告通知は、その争議行為が2以上の都道府県にわたるものであるとき又は全国的に重要な問題に係るものであるときは、中労委に報告することになっている。）

第2節 個別的労使紛争のあっせん

1 概要

(1) 概況

当労働委員会では、知事からの委任を受け、平成14年1月から個別的労使紛争のあっせんを行っている。

令和4年の新規申請件数は5件で、前年からの繰越し1件を含めた6件は年内に終了した。(第1表)

(2) 新規申請状況

ア 申請者別

申請は全て労働者からであった。

イ 申請月別

申請月別にみると、3月、6月、7月、9月及び10月が各1件となっている。(第2表)

ウ 企業規模別

企業規模別にみると、1人以上9人以下が1件、100人以上299人以下が1件、300人以上が3件となっている。(第3表)

エ 業種別

業種別にみると、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業」が各1件となっている。(第4表)

オ 雇用形態別

雇用形態別にみると、正社員に関するものが3件、非正規雇用労働者に関するものが2件となっている。(第5表)

カ あっせいを求める事項別

あっせいを求める事項別にみると、「退職」、「その他賃金」、「パワハラ・嫌がらせ」及び「その他」が各2件、「配置転換、出向・転籍」、「懲戒解雇以外の懲戒処分」、「労働時間」及び「年次有給休暇」が各1件となっている。(第6表)

(3) 終結状況

ア 終結形態別

終結状況を形態別にみると、解決3件、打切り2件、取下げ1件となっている。(第7表)

イ 業種別

終結状況を業種別にみると、「医療、福祉」が2件、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「複合サービス事業」及び「サービス業」が各1件となっている。(第8表)

ウ 係属日数別

終結した6件の係属日数については、最短28日、最長163日であり、平均係属日数は59.5日であった。(第9表)

第1表 個別的労使紛争あっせん取扱状況

(単位：件、%)

区分	年	2年		3年		4年	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
前年からの繰越し		1	7.7	2	16.7	1	16.7
新規申請		12	92.3	10	83.3	5	83.3
計		13	100.0	12	100.0	6	100.0
終結件数		11	84.6	11	91.7	6	100.0
翌年への繰越し		2	15.4	1	8.3	0	0

第2表 月別新規申請状況

(単位：件)

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
2年	3	1	2	1	1	1					1	2	12
3年				2		3		3	1		1		10
4年			1			1	1		1	1			5
計	3	1	3	3	1	5	1	3	2	1	2	2	27

第3表 企業規模別新規申請状況

(単位：件、%)

企業規模 (人)	年	2年		3年		4年	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
1~9				1	10.0	1	20.0
10~19		2	16.7				
20~49		2	16.7	2	20.0		
50~99		1	8.3				
100~299		1	8.3			1	20.0
300以上		6	50.0	7	70.0	3	60.0
合計		12	100.0	10	100.0	5	100.0

第4表 業種別新規申請状況

(単位:件)

業種	年		
	2年	3年	4年
建設業		1	
情報通信業	1		
運輸業、郵便業			1
卸売業、小売業	3	2	1
金融業、保険業		1	
生活関連サービス業、娯楽業		1	
医療、福祉	4	4	1
複合サービス事業			1
サービス業	4	1	1
合 計	12	10	5

(注) ・該当する業種のみ掲載

第5表 雇用形態別新規申請状況

(単位:件)

雇用形態	年	2年	3年	4年
正社員		6	7	3
非正規雇用労働者		6	3	2
合 計		12	10	5

(注) ・非正規雇用労働者は、アルバイト・派遣社員等を示している。

第6表 あっせんを求める事項別新規申請状況

(単位：件)

あっせんを求める事項		年			
		2年	3年	4年	
経営又は人事	解雇	整理解雇	1		
		普通解雇		1	
		退職強要			
		契約更新拒否・雇止め			
	配置転換、出向・転籍	2	1	1	
	復職	2	2		
	懲戒処分	懲戒解雇			
		懲戒解雇以外の懲戒処分			1
	退職	3	2	2	
	勤務延長、再雇用				
	その他経営又は人事	2	2		
	賃金等	賃金未払			
賃金増額					
賃金減額					
一時金					
退職一時金					
解雇手当					
休業手当					
諸手当			1		
その他賃金				2	
年金（企業年金・厚生年金等）					
労働条件等	労働契約		1		
	労働時間			1	
	休日・休暇				
	年次有給休暇			1	
	育児休業・介護休業				
	時間外労働				
	安全・衛生				
	福利厚生制度				
	社会保険				
	労働保険	1			
	その他の労働条件				
職場の人間関係	セクハラ		1		
	パワハラ・嫌がらせ	5	3	2	
その他		1	2	2	
合計		17	16	12	

(注)・1つの事件について該当事項が複数の場合があり、取扱件数とは一致しない。

第7表 個別的労使紛争あっせん終結状況

	取扱件数			終結状況					翌年への 繰越し
	前年からの 繰越し	新規 申請	計	解決	打ち切り	取下げ	不開始	計	
2年	1	12	13	7	4			11	2
3年	2	10	12	3	8			11	1
4年	1	5	6	3	2	1		6	0

第8表 業種別終結状況

(単位:件)

業種	年	2年			3年			4年			
		終結 事件数	内 訳		終結 事件数	内 訳		終結 事件数	内 訳		
			解 決	打 切 り		取 下 げ	解 決		打 切 り	取 下 げ	
建設業					1		1				
情報通信業		1		1							
運輸業、郵便業								1		1	
卸売業、小売業		2	1	1	3	1	2	1	1		
金融業、保険業					1		1				
生活関連サービス業、娯楽業					1		1				
医療、福祉		4	2	2	4	1	3	2	1		1
複合サービス事業								1		1	
サービス業		4	4		1	1		1	1		
合 計		11	7	4	11	3	8	6	3	2	1

(注) ・該当する業種のみ掲載

第9表 係属日数別終結状況

(単位:件、日)

年 \ 日数	9日 以内	10日 ～19日	20日 ～29日	30日 ～39日	40日 ～49日	50日 ～59日	60日 以上	平均 係属日数
2年		1		3	1	1	5	68.5
3年				2	5	3	1	47.7
4年			1	2	1	1	1	59.5

2 個別的労使紛争あっせんの処理状況一覧

事件番号	申請	業種	申請受付日	係属日数	調整回数	あっせん員 (指名年月日)	あっせんを求める事項	終結状況
			終結日					
3 (個) 9	労 (正)	医療、福祉	R3.9.15	163	2	(公) 村上 (労) 海老原 (使) 平川 (R3.9.22)	1 パワーハラスメントに係る治療費及び休職中の給与の支払 2 精神的苦痛に係る損害賠償金の支払	解決
			R4.2.24					
4 (個) 1	労 (正)	卸売業、小売業	R4.3.28	32	1	(公) 沼田 (労) 永富 (使) 酒寄 (R4.3.31)	1 慰謝料等の支払 2 会社都合退職	解決
			R4.4.28					
4 (個) 2	労 (正)	サービス業	R4.6.13	45	1	(公) 石井 (労) 太田 (使) 平川 (R4.6.20)	1 退職合意書の無効 2 退職金の支払 3 解雇等への謝罪又は慰謝料の支払	解決
			R4.7.27					
4 (個) 3	労 (非)	医療、福祉	R4.7.25	54	0	(公) 沼田 (労) 海老原 (使) 酒寄 (R4.8.3)	1 勤務時間の変更 2 自宅待機及び懲戒の撤回	取下げ
			R4.9.16					
4 (個) 4	労 (正)	複合サービス事業	R4.9.8	35	1	(公) 沼田 (労) 永富 (使) 天野 (R4.9.9)	1 パワーハラスメントを認めること 2 給与及び賞与の支払並びに有給休暇の復元 3 病気の業務起因性を認めること 4 部署の異動 5 ハラスメント防止施策の実行 6 パワーハラスメントを行った者への懲戒	打切り
			R4.10.12					
4 (個) 5	労 (非)	運輸業、郵便業	R4.10.4	28	0	(公) 船越 (労) 平野 (使) 伊藤 (R4.10.7)	1 給料の支払 2 事実無根の内容を伝えられたことへの謝罪	打切り (辞退)
			R4.10.31					

(注) ・申請欄の(正)は正社員からの申請、(非)は非正規雇用労働者からの申請を示している(被申請者の場合を含む)。

・業種は日本標準産業分類の大分類に準拠し記載した。

第3節 不当労働行為事件の審査

1 概要

令和4年中の不当労働行為事件の新規申立て件数は6件で、取扱件数は前年からの繰越し3件と合わせて9件である。そのうち1件が終結（却下）し、8件が翌年への繰越しとなった。

当委員会では、審査期間の目標を「1年3月以内」としている。令和4年中の終結事件の処理日数は、673日となっており、目標期間を超える結果となった。

(1) 不当労働行為事件の取扱件数

(単位：件)

区 分		年					
		30年	元年	2年	3年	4年	
係 属 事 件	前年からの繰越し	3(0)	1(0)	2(0)	3(1)	3(0)	
	新規申立て	1(0)	2(0)	2(1)	3(0)	6(1)	
	合 計	4(0)	3(0)	4(1)	6(1)	9(1)	
終 結 事 件	取 下 げ ・ 和 解	取 下 げ	1				
		和 解	無関与				
			関 与	1		1	1
	命 令 ・ 決 定	全 部 救 済	1				
		一 部 救 済				2	
		棄 却					
		却 下		1			1
	合 計		3	1	1	3	1
翌年への繰越し		1	2	3	3	8	

(注)・() は合同労組からの申立てであり、内数である。

(2) 終結事件の平均処理日数

(単位：日)

区 分		年				
		30年	元年	2年	3年	4年
取 下 げ ・ 和 解	取 下 げ	4 4 3				
	和 解	無 関 与				
		関 与	4 8 2		4 1 8	1 8 3
命 令 ・ 決 定	全 部 救 済	2 6 6				
	一 部 救 済				5 6 2	
	棄 却					
	却 下		3 6 1			6 7 3
総 平 均		3 9 7	3 6 1	4 1 8	4 3 6	6 7 3

2 不当労働行為事件一覧

事件 番号	業 種 等	法7条 該当号	救済申立内容	申立て 審査の実施状況 終 結 処理日数	担 当
2 (不) 2	業種：公務 従業員数：1,579名	1,3	1 3回の晋昇命令の撤回 2 3回の職務命令の撤回 3 分限休職命令の撤回 4 謝罪文の交付及び掲示	申立て 2.11.30 調査9(4)回 却下 4.10.3 673日	公 村上 船越 労 山崎 海老原 濱 使 熱田 酒寄 伊藤
3 (不) 2	業種：教育、学習支 援業 従業員数：494名	1,3	1 懲戒処分取消し及び 賃金補償 2 謝罪文の掲示	申立て 3.8.4 調査6(5)回	公 石井 山崎 海老原 永富 使 天野 酒寄
3 (不) 3	業種：サービス業 従業員数：850名	1	1 組合員の定年後再雇用 期間終了後の雇用及び賃 金補償 2 謝罪文の交付及び掲示 3 命令履行の文書報告	申立て 3.11.5 調査5(5)回 4(不)1 申立て 4.4.27 4(不)2 申立て 4.5.18 4(不)4 申立て 4.8.25	公 沼田 平野 永富 使 熱田 高橋 平川
4 (不) 1	業種：サービス業 従業員数：850名	2	1 謝罪文の交付及び掲示 2 命令履行の文書報告	併合 4.6.21 3(不)3、4(不)1、 4(不)2	
4 (不) 2	業種：サービス業 従業員数：850名	1	1 組合員の定年後再雇用 期間終了後の雇用及び賃 金補償 2 謝罪文の交付及び掲示 3 命令履行の文書報告	併合 4.9.20 4(不)4	
4 (不) 4	業種：サービス業 従業員数：850名	1	1 組合員の定年後再雇用 期間終了後の雇用及び賃 金補償 2 謝罪文の交付及び掲示 3 命令履行の文書報告		
4 (不) 3	業種：医療、福祉 従業員数：385名	1	1 懲戒処分の撤回 2 元職復帰及び賃金減額 の撤回	申立て 4.5.23 調査2(2)回	公 石井 平野 太田 使 天野 平川

4 (不) 5	業種：医療、福祉 従業員数：1,070名	1, 2, 3	1 別組合との差別待遇の 解消 2 組合員に対する差別待 遇の解消 3 新設の手当制度によっ て生じた従来支給額との 差額の支払 4 労働者代表選挙の公正 な実施 5 謝罪文の掲載	申立て 4.10.21 調査0(0)回	公 船越 山下 労 太田 濱 使 酒寄 伊藤
4 (不) 6	業種：運輸業、郵便 業 従業員数：160名	1	1 原職復帰及びバックペ イ 2 謝罪文の掲載	申立て 4.12.9 調査0(0)回	公 沼田 末吉 労 海老原 濱 使 高橋 天野

- (注)・ 業種は日本標準産業分類の大分類に準拠し、記載した。
- ・ 従業員数は申立て時点における概数である。
 - ・ 審査の実施状況の欄中、調査△(□)回は、申立てからの通算実施回数を△回、令和4年中の実施回数を(□)回と表示している。
 - ・ 処理日数は、申立てから終結までの通算日数である。

第4節 再審査・行政訴訟事件

1 再審査事件概要

平成30年(不)第1号事件については、令和元年、当委員会の却下決定に対し、申立人が再審査申立てを行った。令和2年、中央労働委員会が一部却下、一部棄却命令を発したところ、再審査申立人は、これを不服として取消訴訟を提起し、現在、東京地方裁判所に係属中である。

令和元年(不)第2号事件については、令和3年、当委員会の一部救済命令に対し、申立人が再審査申立てを行い、現在、中央労働委員会に係属中である。

令和2年(不)第1号事件については、令和3年、当委員会の一部救済命令に対し、申立人が再審査申立てを行ったが、再審査で和解勧告がなされ、労使双方がこれを受諾して和解が成立した。併せて和解の認定がなされたため、審査手続が終了した。

2 行政訴訟事件概要

(1) 係属事件

令和4年中にはなかった。

(2) 緊急命令申立事件

令和4年中にはなかった。

3 確定命令不履行通知

令和4年中にはなかった。

4 再審査・行政訴訟事件一覧

事件番号 業種	初 審	再 審	地 裁	高 裁	最高裁
平成30年(不)第1号事件 業種：鉄道業	30. 5. 28申立て	元6. 5 労申立て 元(不再)23号	2. 7. 22 労・提起 2(行ウ)290号		
	元 5. 14 決定 【却下】	2. 2. 19 命令 【却下・棄却】			
令和元年(不)第2号事件 業種:医療、福祉	元 11. 27申立て	3. 8. 17 労申立て 3(不再)29号			
	3. 8. 4命令 【一部救済】				
令和2年(不)第1号事件 業種:医療、福祉	2. 4. 15申立て	3. 9. 10 労申立て 3(不再)34号			
	3. 9. 3命令 【一部救済】	4.10.27 【和解認定】			

第5節 労働組合の資格審査

令和4年中に申請のあった労働組合の資格審査は20件であり、申請理由は、「不当労働行為救済申立て」が6件、「法人登記」が8件、「労働者委員候補者推薦」が6件である。(第1表)

これらに前年からの繰越し3件を含めた23件について審査を実施したところ、労働組合法第2条及び第5条の要件を充足し、適法な組合と決定されたものは10件、申請の取下げ等に伴い審査を終了したものは3件で、10件は翌年への繰越しとなった。(第2表)

第1表 資格審査の申請状況

(単位：件)

申請理由別	年				
	30年	元年	2年	3年	4年
不当労働行為救済申立て	1	2	2	3	6
法人登記	3		11		8
労働者供給事業					
労働者委員候補者推薦	7		7	1	6
合計	11	2	20	4	20

第2表 資格審査の決定状況

(単位：件)

申請理由別	4年			
	適合	不適合	取下げ等	計
不当労働行為救済申立て			1 (1)	1 (1)
法人登記	4		2	6
労働者供給事業				0
労働者委員候補者推薦	6			6
合計	10	0	3 (1)	13 (1)

(注)・()は前年からの繰越しであり、内数である。

第6節 無料労働相談会

1 概要

当委員会では、労使紛争の予防や早期解決の一助にするとともに、相談会の広報を通じて労働委員会制度の周知を図るために、労働組合、労働者、使用者を対象として、労使の委員がともに同席し、直接相談に応じる「無料労働相談会」を実施している。

2 実施状況

開催日時	場 所	相談者	相 談 員	主な相談内容
10月16日(日) 午後1時から5時	船橋フェイス ビル	労働者側 3組	(労)永富委員、 濱委員 (使)平川委員、 伊藤委員	・定年と無期転換について ・パワハラについて ・パワハラについて
10月29日(土) 午後1時から5時	千葉県庁南庁舎 労働委員会	労働者側 2組	(労)平野委員、 太田委員 (使)高橋委員、 酒寄委員	・降格及び賃金の減額について ・事務職から倉庫業務の転換に ついて

第7節 会 議

1 概 要

労働委員会の会議は、労働委員会規則第3条に規定されており、委員全員で行う総会（第1項第1号）、公益委員全員で行う公益委員会議（同項第2号）、その他必要に応じて開催する調停委員会及び仲裁委員会等（同条第2項）がある。

また、これらの会議のほかに、労働委員会相互の連絡を密にし、事務処理に必要な統一と調整を図るため、全国及び地域別の連絡協議会等が設けられている。（労働委員会規則第86条）

2 総 会

総会は、労働委員会の最高機関というべきものであって、労働委員会規則第5条に規定する付議事項のほか、委員会の業務全般の運営について協議する会議であり、全委員が出席して開催される。

なお、総会に付議される事項は次のとおりである。

- (1) 労働協約の地域的な一般的拘束力の適用の決議に関する事項
- (2) あっせん員候補者の委嘱及び解任に関する事項
- (3) 臨時のあっせん員の委嘱に関する事項
- (4) 調停及び仲裁の開始に関する事項
- (5) 会長及び会長代理の選挙並びに委員の罷免に関する事項
- (6) 労働組合法第22条の強制権限の行使に関する事項
- (7) 都道府県労委規則の制定及び改廃に関する事項
- (8) 特別調整委員の設置、定数及び任期又は罷免に関する事項
- (9) その他会長が必要と認める事項

当年中に開催された総会は、1月27日に開催された第1767回総会から12月22日に開催された第1786回総会までの20回であり、その開催状況は次のとおりである。

なお、感染症防止対策として、1月27日と2月28日はウェブ会議システムを併用して開催した。

総会開催状況

(令和4年1月～12月)

回	開催期日	議 題
1767	1月27日 【ウェブ 併用】	(報告事項) (1) 令和3年(個)第10号事件の終結について (2) 審査事件の状況について (3) 令和3年中の不当労働行為事件の審査、労働争議の調整及び個別的 労使紛争のあっせんの実施状況の公表について
1768	2月28日 【ウェブ 併用】	(付議事項) (1) 個別的労使紛争のあっせんに関する要領の一部改正について (2) 個別的労使紛争のあっせんに関する総会決定事項の一部改正につ いて (報告事項) (1) 令和3年(個)第9号事件の終結について (2) 争議行為の予告及び争議行為の予告に基づく実情調査結果につい て (3) 審査事件の状況について (その他) (1) 令和4年度総会日程について
1769	3月24日	(付議事項) (1) 個別的労使紛争のあっせんに関する総会決定事項の一部改正につ いて (報告事項) (1) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について (2) 審査事件の状況について (3) 公益委員会議について (意見交換) (1) 不当労働行為の管轄及び除斥期間に係る事例の調査について (その他) (1) 令和4年度総会日程について (2) 令和4年度各種会議等の出席者について

回	開催期日	議 題
1770	4月11日	<p>(付議事項)</p> <p>(1) あっせん員候補者(委員以外の職にある者)の解任及び委嘱について</p> <p>(報告事項)</p> <p>(1) 令和4年(個)第1号事件の申請について</p> <p>(2) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について</p> <p>(3) 審査事件の状況について</p> <p>(意見交換)</p> <p>(1) 第148回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の議題について</p> <p>(その他)</p> <p>(1) 調整関係事務処理要領及び個別的労使紛争のあっせん事務処理要領の一部改正について</p>
1771	5月16日	<p>(報告事項)</p> <p>(1) 令和3年(あ)第4号事件の終結について</p> <p>(2) 令和4年(個)第1号事件の終結について</p> <p>(3) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について</p> <p>(4) 審査事件の状況について</p> <p>(5) 公益委員会議について</p> <p>(参与委員の申出)</p> <p>(1) 新規の不当労働行為事件に係る労使の参与委員の申出について</p>
1772	5月26日	<p>(報告事項)</p> <p>(1) 令和4年(あ)第1号事件の申請について</p> <p>(2) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について</p> <p>(3) 審査事件の状況について</p> <p>(4) 公益委員会議について</p> <p>(参与委員の申出)</p> <p>(1) 新規の不当労働行為事件に係る労使の参与委員の申出について</p> <p>(その他)</p> <p>(1) 第148回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の報告について</p>
1773	6月6日	<p>(報告事項)</p> <p>(1) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について</p> <p>(2) 審査事件の状況について</p> <p>(意見交換)</p> <p>(1) 労働委員会におけるITの利用に関する調査について</p> <p>(その他)</p> <p>(1) 無料労働相談会について</p>

回	開催期日	議 題
1774	6月23日	(報告事項) (1) 令和4年(個)第2号事件の申請について (2) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について (3) 審査事件の状況について
1775	7月4日	(報告事項) (1) 争議行為の予告及び争議行為の予告に基づく実情調査結果について (2) 審査事件の状況について
1776	7月20日	(付議事項) (1) 第49期千葉県労働委員会会長選挙について (2) 第49期千葉県労働委員会会長代理選挙について
1777	7月20日	(付議事項) (1) あっせん員候補者(委員の職にある者)の解任及び委嘱について (報告事項) (1) 令和4年(あ)第1号事件の終結について (2) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について (3) 審査事件の状況について (4) 公益委員会議について (5) 公労使幹事委員の選任について (6) 不当労働行為事件に係る審査委員及び参与委員について (7) 労働組合資格審査に係る担当審査委員について
1778	8月25日	(報告事項) (1) 令和4年(個)第3号事件の申請について (2) 令和4年(個)第2号事件の終結について (3) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について (4) 審査事件の状況について (意見交換) (1) 第149回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の議題について (その他) (1) あっせんにおける調整作業の内容等を口外しないよう紛争当事者に求めることについて

回	開催期日	議 題
1779	9月15日	<p>(報告事項)</p> <p>(1) 令和4年(個)第4号事件の申請について</p> <p>(2) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について</p> <p>(3) 審査事件の状況について</p> <p>(4) 公益委員会議について (参与委員の申出)</p> <p>(1) 新規の不当労働行為事件に係る労使の参与委員の申出について (その他)</p> <p>(1) 第149回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の報告について</p>
1780	9月29日	<p>(報告事項)</p> <p>(1) 令和4年(個)第3号事件の終結について</p> <p>(2) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について</p> <p>(3) 審査事件の状況について</p> <p>(4) 公益委員会議について (その他)</p> <p>(1) パネル展の実施について</p>
1781	10月13日	<p>(報告事項)</p> <p>(1) 令和4年(個)第5号事件の申請について</p> <p>(2) 令和4年(個)第4号事件の終結について</p> <p>(3) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について</p> <p>(4) 審査事件の状況について</p>
1782	10月27日	<p>(報告事項)</p> <p>(1) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について</p> <p>(2) 審査事件の状況について (参与委員の申出)</p> <p>(1) 新規の不当労働行為事件に係る労使の参与委員の申出について (その他)</p> <p>(1) 第1回無料労働相談会の結果について</p>
1783	11月10日	<p>(報告事項)</p> <p>(1) 令和4年(個)第5号事件の終結について</p> <p>(2) 争議行為の予告及び争議行為の予告に基づく実情調査結果について</p> <p>(3) 審査事件の状況について</p> <p>(4) 千労委令和2年(不)第1号事件に係る再審査について (その他)</p> <p>(1) 第2回無料労働相談会の結果について</p>

回	開催期日	議 題
1784	11月24日	(報告事項) (1) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について (2) 審査事件の状況について
1785	12月8日	(報告事項) (1) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について (2) 審査事件の状況について (3) 公益委員会議について (その他) (1) 令和5年度総会日程(案)について
1786	12月22日	(報告事項) (1) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について (2) 審査事件の状況について (3) 公益委員会議について (参与委員の申出) (1) 新規の不当労働行為事件に係る労使の参与委員の申出について

3 公益委員会議

公益委員会議は、労働委員会規則第9条第1項に規定する付議事項について協議する会議であり、公益委員が出席して開催される。

公益委員会議に付議される事項は、次のとおりである。

- (1) 労働組合の資格に関する事項
- (2) 不当労働行為に関する事項
- (3) 労働関係調整法第42条の規定による請求に関する事項
- (4) 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による認定及び告示に関する事項
- (5) その他会長が必要と認める事項

当年中に開催された公益委員会議は、2月28日に開催された第1681回公益委員会議から12月8日に開催された第1688回公益委員会議までの8回であり、その開催状況は次のとおりである。

なお、感染症防止対策として、2月28日は、ウェブ会議システムを併用して開催した。

公益委員会議開催状況

(令和4年1月～12月)

回	開催期日	議 題
1681	2月28日 【ウェブ 併用】	(その他) (1) 審査の実効確保の措置勧告申立てに係る決定理由の開示について
1682	4月11日	(意見交換) (1) 第87回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の議題について
1683	5月16日	(付議事項) (1) 労働者委員候補者推薦に係る労働組合資格審査について
1684	7月4日	(付議事項) (1) 不当労働行為事件の審査等に関する公益委員会議決定事項の一部改正について
1685	8月25日	(意見交換) (1) 十四都道府県労働委員会公益委員会議の議題について (2) 第88回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の議題について
1686	9月15日	(付議事項) (1) 法人登記に係る労働組合資格審査について (合議) (1) 令和2年(不)第2号事件に係る合議(決定)
1687	11月24日	(付議事項) (1) 法人登記に係る労働組合資格審査について
1688	12月8日	(意見交換) (1) 不当労働行為事件における心証開示について

4 連絡協議会及び連絡会議

各種連絡会議は、労働委員会相互の連絡を緊密にし、法の解釈、運用、事務処理について必要な調整と統一を図るために、全国又は地域別に開催されている。

<全国・広域>

(1) 第 77 回全国労働委員会連絡協議会総会

- ・期 日 11 月 17 日～18 日
- ・開催方法 参集
- ・議 題 1 労働委員会の広報活動について
2 労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会の中間報告について
3 労働施策総合推進法の全面施行を踏まえた、労働委員会におけるパワーハラスメントに係るあっせん事件への対応について

(2) 全国労働委員会会長連絡会議

- ・中止

(3) 全国労働委員会事務局長連絡会議

- ・中止

(4) 全国労働委員会事務局審査主管課長会議

- ・期 日 11 月 28 日 午後
- ・開催方法 参集
- ・議 題 1 資格審査における「全国的規模をもつ労働組合」の判断基準について
2 審査人材の確保・育成について
3 ウェブ会議による調査について

(5) 全国労働委員会事務局調整主管課長会議

- ・期 日 11 月 29 日 午前
- ・開催方法 参集
- ・議 題 1 中央労働委員会事務局からの説明（調整業務の運営について）
2 都道府県労働委員会からの事例報告
3 都道府県労働委員会からの業務報告

<関東ブロック>

(1) 第 148 回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会

- ・期 日 5月12日
- ・開催方法 書面及びウェブ
- ・主催 県 長野県
- ・議 題 1 雇用関係終了後の時間経過と「使用者が雇用する労働者」への該当性について【ウェブ】
2 あっせん事件における解雇の金銭解決について【ウェブ】
- ・その他 次期（第149回）協議会運営委員選出【書面】

(2) 第 87 回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議

- ・開催方法 書面
- ・主催 県 長野県
- ・議 題 同族会社のいわゆる「オーナー」の使用者性について

(3) 第 149 回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会

- ・期 日 9月13日
- ・開催方法 書面及びウェブ
- ・主催 県 群馬県
- ・議 題 1 組合からの対面による団体交渉の申入れに対して、会社がオンラインによる団体交渉にしか応じられないとして団体交渉に応じなかった場合、不当労働行為に当たるか【ウェブ】
2 集団事件における立会団交について【ウェブ】
- ・その他 次期（第150回）協議会運営委員選出【書面】

(4) 第 88 回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議

- ・開催方法 書面
- ・主催 県 群馬県
- ・議 題 労働者側の粗暴な言動等と団体交渉拒否の「正当な理由」の該当性について

(5) 関東ブロック労働委員会会長連絡会議

- ・中止

<14 都道府県>

(1) 14 都道府県労働委員会公益委員会議

- ・開催方法 書面
- ・主催 県 大阪府
- ・議 題 1 審査事件における立会団交の実施状況について
2 審査事件の和解について

(2) 第 36 回 14 都道府県労働委員会使用者委員会議

- ・開催方法 参集
- ・主催 県 京都府
- ・議 題 1 あっせんを繰り返し申し出る人物への対応について
2 あっせんにおける労働委員会の中立性を踏まえた事業主への対応について

(3) 14 都道府県労働委員会事務局長連絡会議

- ・開催方法 書面
- ・主催 県 埼玉県
- ・議 題 1 労働組合資格審査の課題について
2 全国的規模をもつ労働組合の資格審査について
3 外国人等への通訳人に係る予算措置状況について

《参考》取扱事件数

表1 労働争議調整事件取扱件数年次推移 (昭和22年～令和4年)

年	件数	前年からの繰越件数 (a)	新規係属件数 (b)	取扱件数 (a)+(b)	終結件数
昭和	22	—	6 (4)	6 (4)	0
	23	6 (4)	29 (15)	35 (19)	34 (19)
	24	1	22 (6)	23 (6)	23 (6)
	25	0	13 (1)	13 (1)	13 (1)
	26	0	17	17	17
	27	0	10 (1)	10 (1)	10 (1)
	28	0	14 (2)	14 (2)	13 (2)
	29	1	15	16	16
	30	0	16	16	15
	31	1	12	13	13
	32	0	11 (2)	11 (2)	11 (2)
	33	0	14 (2)	14 (2)	14 (2)
	34	0	17	17	17
	35	0	15 (1)	15 (1)	15 (1)
	36	0	14	14	14
	37	0	14 (1)	14 (1)	14 (1)
	38	0	4	4	4
	39	0	5	5	4
	40	1	9	10	10
	41	0	7	7	6
	42	1	8	9	8
	43	1	8 (1)	9 (1)	9 (1)
	44	0	12	12	12
	45	0	15	15	15
	46	0	31	31	31
	47	0	22	22	22
	48	0	25 (1)	25 (1)	25 (1)
	49	0	15	15	15
	50	0	21	21	20
	51	1	26	27	27
	52	0	20	20	19
	53	1	15	16	13
	54	3	15	18	18
	55	0	5	5	5
	56	0	5	5	5
	57	0	13	13	12
	58	1	7	8	8
	59	0	3	3	3
	60	0	14	14	13
	61	1	8	9	9
	62	0	12 (1)	12 (1)	10
	63	2 (1)	8 (1)	10 (2)	9 (2)
平成	元	1	4	5	5
	2	0	0	0	0
	3	0	1	1	1
	4	0	5	5	4
	5	1	6	7	6
	6	1	6	7	7
	7	0	7	7	7
	8	0	4	4	3
	9	1	2	3	3
	10	0	4	4	3
	11	1	8	9	8
	12	1	10	11	8
	13	3	11	14	12
	14	2	23	25	22
	15	3	9	12	11
	16	1	9	10	9
	17	1	3	4	4
	18	0	4	4	4
	19	0	4	4	3
	20	1	15	16	16
	21	0	14	14	13
	22	1	9	10	10
	23	0	10	10	9
	24	1	6	7	5
	25	2	7	9	9
	26	0	6	6	6
	27	0	3	3	1

年	件数	前年からの繰越件数 (a)	新規係属件数 (b)	取扱件数 (a)+(b)	終結件数
	28	2	7	9	8
	29	1	6	7	6
	30	1	2	3	3
令和	元	0	1	1	1
	2	0	7	7	6
	3	1	4	5	4
	4	1	1	2	2
計			790 (38) ①		790 (38) ①

(注) 表中の括弧内の数字は調停件数、丸付き数字は仲裁件数でいずれも内数

図1 労働争議調整事件新規係属件数年次推移 (昭和22年～令和4年)

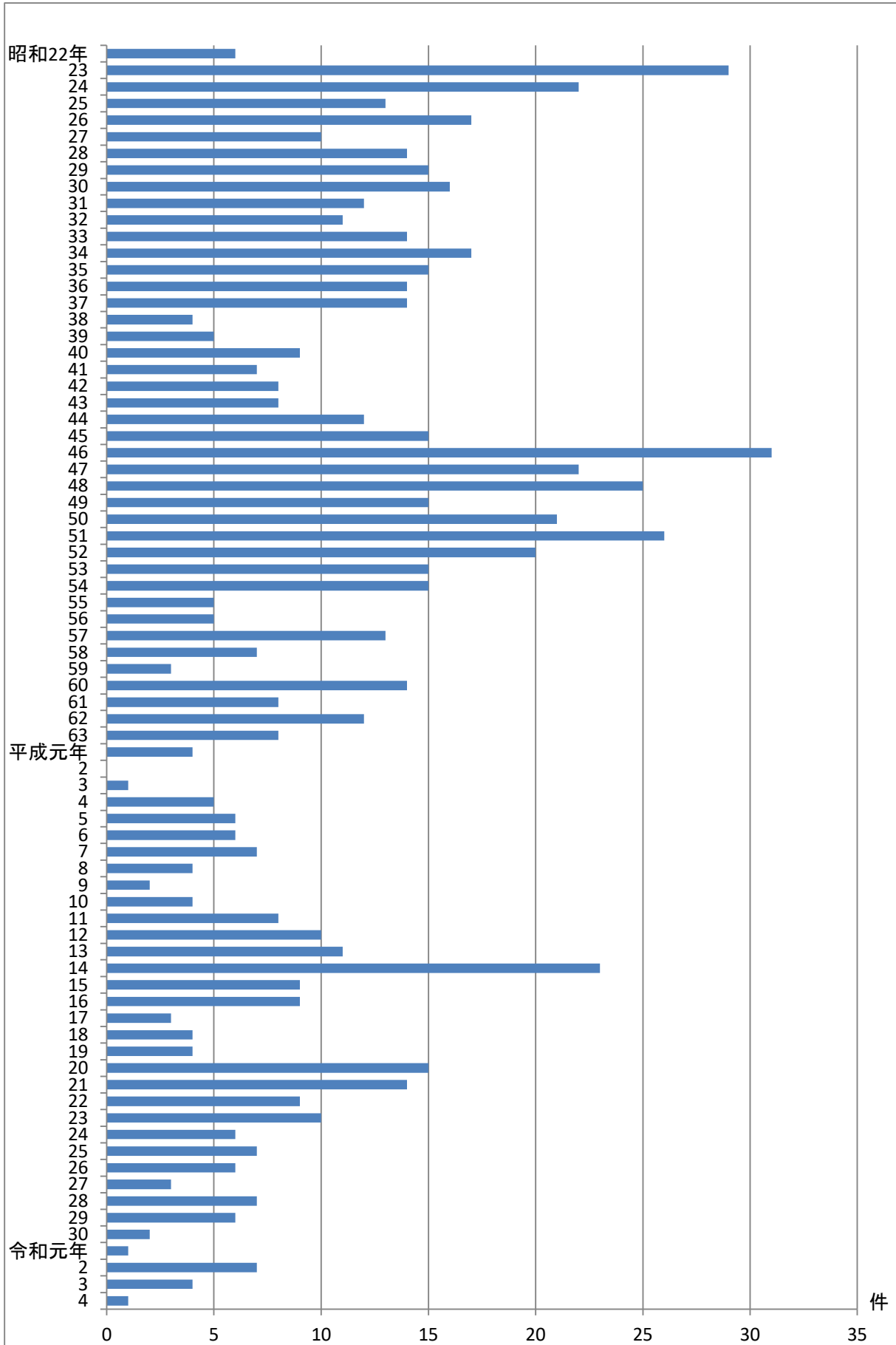


表2 個別的労使紛争のあっせん取扱件数年次推移 (平成14年～令和4年)

年	件数	前年からの繰越件数(a)	新規係属件数(b)	取扱件数(a)+(b)	終結件数
平成	14	—	2	2	1
	15	1	11	12	11
	16	1	3	4	4
	17	0	4	4	4
	18	0	8	8	8
	19	0	14	14	14
	20	0	14	14	13
	21	1	9	10	10
	22	0	25	25	23
	23	2	24	26	25
	24	1	9	10	10
	25	0	7	7	6
	26	1	3	4	4
	27	0	16	16	15
	28	1	8	9	9
	29	0	12	12	11
	30	1	13	14	5
令和	元	9	19	28	27
	2	1	12	13	11
	3	2	10	12	11
	4	1	5	6	6
	計		228		228

図2 個別的労使紛争のあっせん新規係属件数年次推移 (平成14年～令和4年)

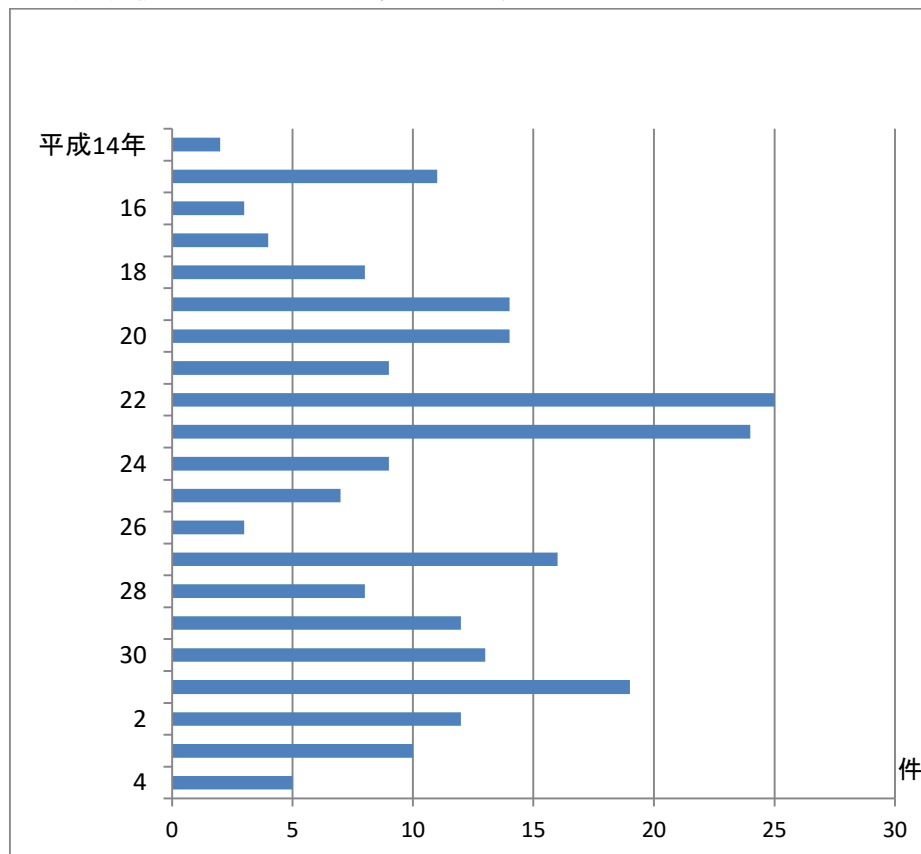


表3 不当労働行為事件取扱件数年次推移 (昭和22年～令和4年)

年	件数	前年からの繰越件数 (a)	新規係属件数 (b)	取扱件数 (a)+(b)	終結件数
昭和	22	-	10	10	6
	23	4	6	10	9
	24	1	5	6	4
	25	2	10	12	8
	26	4	2	6	6
	27	0	2	2	2
	28	0	4	4	4
	29	0	4	4	3
	30	1	5	6	3
	31	3	5	8	5
	32	3	31	34	32
	33	2	6	8	7
	34	1	0	1	1
	35	0	7	7	5
	36	2	9	11	8
	37	3	3	6	4
	38	2	4	6	3
	39	3	1	4	3
	40	1	3	4	2
	41	2	1	3	2
	42	1	8	9	6
	43	3	3	6	3
	44	3	2	5	3
	45	2	6	8	3
	46	5	7	12	7
	47	5	7	12	5
	48	7	5	12	5
	49	7	6	13	10
	50	3	3	6	1
	51	5	8	13	6
	52	7	7	14	6
	53	8	8	16	8
	54	8	4	12	5
	55	7	5	12	6
	56	6	8	14	8
	57	6	13	19	8
	58	11	6	17	5
	59	12	2	14	5
	60	9	4	13	3
	61	10	6	16	6
	62	10	4	14	7
	63	7	15	22	6
平成	元	16	8	24	8
	2	16	7	23	13
	3	10	6	16	1
	4	15	5	20	1
	5	19	5	24	8
	6	16	3	19	6
	7	13	4	17	3
	8	14	4	18	4
	9	14	4	18	4
	10	14	4	18	3
	11	15	8	23	13
	12	10	4	14	7
	13	7	3	10	4
	14	6	6	12	3
	15	9	4	13	5
	16	8	4	12	5
	17	7	4	11	5
	18	6	3	9	7
	19	2	1	3	1
	20	2	4	6	2
	21	4	5	9	4
	22	5	4	9	4
	23	5	6	11	7
	24	4	1	5	5
	25	0	9	9	4
	26	5	5	10	8
	27	2	2	4	4

年	件数	前年からの繰越件数 (a)	新規係属件数 (b)	取扱件数 (a)+(b)	終結件数
	28	0	4	4	4
	29	0	4	4	1
	30	3	1	4	3
令和	元	1	2	3	1
	2	2	2	4	1
	3	3	3	6	3
	4	3	6	9	1
	計		400		392

图3 不当労働行為事件新規係属件数年次推移（昭和22年～令和4年）

